原判決を破棄する。 被告人を懲役四月に処する。

被告人を懲役四月に処する。 但し、本裁判確定の日から二年間右刑の執行を猶予する。

右猶予の期間中被告人を保護観察に付する。

当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人大久保弘武及び同鈴木光友連名提出の控訴趣意書、弁護人杉村進、同安藤嘉範及び同寺口真夫連名提出の控訴趣意書並びに弁護人木村善太郎提出の控訴趣意補充書に記載されたとおりであるから、ここにこれを引用し、これに対し次のように判断する。

本村弁護人の控訴趣意第一点の理由不備ないし理由くいちがいの主張について。論旨は、原判決は原判示事実につき児童福祉法第三四条第一項第九号、第六〇条第二項は改意犯を処罰する趣旨であり、同条第三項は児童(満十八歳に満たないもの)を使用する者が児童の年齢を知らないるが、その故意のある場合と同様にこれを処罰するを示したものと解すべきところ、原判決は被告人がAを雇い入れるに際し同女が児童であることを認識していたかどうか、もし児童であることを認識していなかったことにつき過失があったかどうかについて、何ら当において同女が児童であることを認識していた趣旨を認定判示したものとすれば、おいて同女が児童であることを認識していた趣旨を認定判示したものとすれば、かかる事実は原判決の引用証拠によりこれを認定するに由ないから、原判決には理由くいちがいの違法があるというのである。

由くいちがいの違法があるというのである。 児童福祉法第三四条第一項及び第二項は、児童福祉上有害であると認められる児童に対する特定の行為を禁止し、同法第六〇条第一項及び第二項は右禁止規定違反に対する罰則を定め、同条第三項は「児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、前二項の規定による処罰を免かれることはできない。

本村弁護人の控訴趣意第二点の事実誤認の主張について。

論旨は、被告人は、Aを雇い入れるに際し同女が児童であることを知らず、かつその知らなかつたことにつき過失がなかつたというに帰する。

静岡県浜松市長B作成の戸籍謄本によると、Aは、昭和二十三年三月二日生れで あることが明らかであるから、被告人が同女を雇い入れた当時の昭和四十年六月十 日頃には同女は満十八歳に満たない者すなわち児童であつたことが明らかである。 ところで、Aの司法巡査に対する供述調書(二通)、C及びDの各司法警察員に対する供述調書、被告人の司法警察員に対する昭和四十年六月二十三日付供述調書並 びに被告人の原審公廷における供述によると、Aは、昭和四十年四月末頃から浜松 市内の社交クラブEで社交婦として働いていたが、間もなくそこをやめて、同年五 月末頃Cの内妻の経営する同市内の社交クラブFに同様社交婦として雇われ、Cか ら現金十万円を借り受けたが、その後Fには一日も働きに出ないで右金員を使い果 知合いのDに右事情を打ち明けて相談し、同年六月十日頃Dとともに被告人の 経営する社交クラブGにおいて被告人と面談し、Fとの叙上の関係を話し、Cの諒解も得たうえで、Gに社交婦として勤めることとなり、なお被告人に対し十万円の金借を申し入れたが拒まれ、結局Dが被告人の斡旋によりその保証を受けて他より 借り受けた現金十万円をもつてCに対する借金を返済し、同月十四日頃から約七日 間Hという芸名でGに住み込んで働いていたものであることが認められる。ところ で、被告人がAを雇い入れる際同女が児童であることを知つていたかどうかの点は、証拠上必ずしも明瞭ではない。A及びDと被告人との最初の面談において、Aの年齢についても問答の取り交わされたことは、右三名の前掲各供述調書、Aに対する当審証人尋問調書、Dの当審公廷における証言及び被告人の原審公廷における供述により明らかであるが、A及びDは「被告人に対し十九歳であると話した」と 述べ、被告人はA及びDから十八歳であると聞いた」と述べ、双方の供述は、相照 応するとはいえないにもせよ、AがD及び被告人に対し同女の年齢を偽り満十八歳 以上であるように装うていたという趣旨においては一致しているのである。Aが真 実の年齢を明かせば、被告人に雇うことを拒否される虞があるから、右のごとく同 女の年齢を偽つたということは、あながち首肯しえないことではない。ところが、 Cは、前掲供述調書において「六月十日か十一日頃被告人から電話でHを雇つても よいかとの問合せがあり、同女から借金を返してもらつたし、同女が十八歳未満で あることを知つて雇う気もなくなつたので、あんたさえよかつたら、そのようにし てくれ、しかしその子は十八歳未満だよと話した」旨述べている。しかるに、C は、当審証人尋問調書において、一貫した明確な供述をしているわけではないが、 「被告人から電話で君のところの女を私のところで使つてもよいかとの問合せがあ つたので、使つても結構ですと答えた。それから三、四日たつてDとAが私のとこ ろへ来て十万円を返してくれた。被告人から問合せの電話があつた日の二日前にI という女からAが十八歳未満であることを聞いた。警察では被告人から問合せの電話があつた時被告人にAは十八歳未満であると話した旨述べたが、当時もはつきりした記憶はなかつたのであり、被告人にAが十八歳未満であると話しば、被告人は 同女を雇わなくなり、そうなると私が同女に貸した十万円の金も返してもらえなく なるので、右電話のあつた日の二、三日後に被告人に同女の年齢を話したのかもし れない」と述べている。Cが右供述どおりに事を運んだものとすれば、そのやり口 は甚だ打算的であるとのそしりは免かれないが、筋は一応通つているのであつて、 この点に関する同人の前掲司法警察員に対する供述の真否は、はなはだ疑わしくな るのである。以上をかれこれ勘案すると、被告人がAを雇い入れる際同女が満十八 歳未満であることを知つていたことを確認するに足りる証拠はないのであつて、結 局、被告人は同女が満十八歳未満であることを当時知らなかつたものと認定するの

よつて進んで、被告人においてAが満十八歳未満であることを当時知らなかつたことにつき過失があつたかどうかにつき審按するに、原判決の引用証拠により明らかであるとおり、いわゆる社交クラブなるものの正常の業態は、社交婦するわらいであるとおり、いわける社交クラブなるものの正常の業態は、社交婦するわらいであることを業とするものである。して、かような社交クラブに社交婦として雇われることを希望する満十八歳未満の婦女子が、その希望を遂げるため、みずからまたは周旋人等を通じ、その年齢を偽って満十八歳以上であるもののように装い、雇主を欺いて雇われる事例が世上クラして稀でないことは経験上明らかであり、(このことは、A自身がさきに社交の下で社交婦として働き、同下で同様働く約束をしたことによっても実証されても、したがつて、同種職業に就いた前歴を有する婦女子についても、その前を自

(その余の判決理由は省略する) (裁判長判事 坂間孝司 判事 栗田正 判事 有路不二男)